

## 令和元年度 第3回文京区子ども・子育て会議及び 文京区地域福祉推進協議会子ども部会 要点記録

日時 令和元年8月26日（月）午後6時30分から午後8時28分まで

場所 文京シビックセンター24階 第一委員会室

### <会議次第>

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定における各事業の量の見込み（ニーズ量）と  
確保方策 【資料第1号】

(2) 子育て支援計画の構成について 【資料第2号～6号】

ア 第1章 計画策定の考え方

イ 第2章 計画の基本理念・基本目標

ウ 第3章 子どもの現状

エ 第4章 主要項目及びその方向性

オ 第5章 計画の体系・計画事業

(3) 幼児教育・保育無償化について 【資料第7号】

4 その他

5 閉会

### <地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）>

#### 出席者

青木紀久代会長、高橋貴志副会長、高櫻綾子委員、浅井順委員、菊池尚佳委員  
黒澤摩里子委員、山田真梨子委員、大橋久委員、千代和子委員、佐々木妙子委員  
岸雄介代理委員（隅丸加奈子委員代理）、竹石福代委員、越野一朗委員、村田正美委員  
田丸義和委員、宮崎知明委員、宮脇克子委員、山田真夕子委員、佐藤貢市委員

#### 欠席者

税所篤快委員、金海仁美委員、川合正委員

### <事務局>

#### 出席者

佐藤副区長（子ども家庭部長事務取扱）、山崎教育推進部長、大川企画課長  
畑中障害福祉課長、鈴木子育て支援課長、横山幼児保育課長、中川子ども施設担当課長、  
多田子ども家庭支援センター所長、木口児童相談所準備担当課長、  
阿部保健サービスセンター所長、木村学務課長、松原教育指導課長、中島児童青少年課長、

矢島教育センター所長

## 欠席者

### <傍聴者>

11名

**子育て支援課長：**それでは、第3回文京区子ども・子育て会議、文京区地域福祉推進協議会子ども部会を開催いたします。初めに、会長のご挨拶からよろしくお願いいたします。

**青木会長：**どうも皆さん、お暑いところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうは子育て支援計画、非常に肝のところになりますので、またしっかり検討をしていきたいと思っています。前回、皆さんから、とてもいい意見が自発的にたくさん出てきて、それを今回事務局で大分揉んでくださって、私としても、楽しみな案になってきたかなと思います。今日は盛りだくさんですけれども、時間を効率的に使って有意義な議論をしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副区長さんにもお越しいただいたので、楽しみにしています。

**子育て支援課長：**会長、ありがとうございました。

本日の次第にはございませんが、前回の会議のときに、子ども家庭部長が異動して、後任が事務取扱という形で副区長の佐藤が就任しておりますとお話をさせていただきました。本日、副区長の佐藤が来ておりますので、委員の皆様にご挨拶をさせていただきます。

**副区長：**改めまして、皆様、こんばんは。本年6月に副区長となりました佐藤でございます。今ありましたとおり、子ども家庭部長の事務をあわせて取り扱っております。よろしくお願いいたします。

この子ども・子育て会議の委員の皆様には、日ごろより文京区の子育て支援事業に多大なるご理解とご協力をいただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

また、本年度は次期子育て支援計画の策定にご尽力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

委員の皆様には、この会議において、熱心な議論を重ねていただいていると伺っております。特に子育て支援は「子どもが第一」という考え方、改めて肝に銘じるべき点であり、子どもたちに未来をつなぐために大切にしていまいりたいと存じます。新たな令和の時代にふさわしい計画となりますように、引き続きご検討のほど、よろしくお願いいたします。

なお、現在区においては、区政運営全般の計画となります、仮称ですけれども「文の京総合戦略」を策定しているところです。子どもに関する施策につきましては「子どもを第一に考える」、こうしたメッセージが伝わるように、子どもを中心とした子育て施策が戦略的に展開できるように整合を図ってまいりたいと考えております。

委員の皆様、計画策定だけではなく、待機児童対策や幼児教育、保育の無償化、また児童相談所の設置など、これから多岐にわたる子どもに関する施策に対して、ご意見をいただくような機会も多くなってくると思います。今後ともぜひ、さまざまな施策にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

**子育て支援課長：**なお、大変、申し訳ございませんが、副区長はこれにて退席させていただきます。

また、この他、幹事、いわゆる区の管理職も7月に人事異動がありまして、一部変わっております。本日、席上に差しかえの委員名簿を置かせていただきました。その内、変更があった管理職、私からご案内をさせていただきます。

幹事名簿の4番目、福祉部障害福祉課長が新しく畑中に変更しております。

続いて、幹事名簿の10番目、保健衛生部の保健サービスセンター所長が阿部に変更しております。

また11番、教育推進部学務課長が木村に変更しております。

いろいろ変更があって申し訳ありませんが、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、出欠の確認と配布資料の確認をさせていただきます。

(出欠報告、配布資料確認)

それでは議事の進行、青木会長をお願いいたします。

**青木会長：**それでは一つ目の議題です。「子ども・育て支援事業計画における各事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期について（案）」、この議題については、前年度のニーズ調査結果を踏まえて、人口推計を加味して今後のニーズ量を推計してきたところですが、このたび計画に掲載する体裁がようやく整いましたので、確保策とあわせて事務局から説明をお願いしたいと思います。

**子育て支援課長：**それでは事務局よりご説明申し上げます。

お手元に資料第1号をご用意ください。

まず、1枚目をご覧ください。こちらにつきましては、今つくっている子育て支援計画ですが、このクリーム色の冊子、表紙に枠囲いの中、「子ども・子育て支援事業計画」と書いてございます。こちらが、いつも待機児童はどうか、これから保育園を幾つつくっていかうか。また、前の委員から引き続きの方は改訂版でこの水色の薄い冊子、こちらの内容を詰めていった、その内容について、これからご説明する部分になってございます。

こちらの制度につきましては、子ども・子育て支援法に基づく事業、今まで皆様に、人口推計や、ニーズ調査の結果を見たりして、このような見込みになっていきますという確認作業を進めてきました。今日は確保策もあわせてご案内する機会となっております。対象事業は、2の「(1) 教育・保育」と書いてあるのが、A3にまとめて記載してございます。また、「(2) 地域子育て支援事業」と書いてある部分が、冊子でホッチキス止めにしてある部分になってございます。

それでは、初めに(1)からご説明を申し上げます。

こちら今までいろいろなグラフとか、ニーズ量はこういうふうに移りますとかとい

う形でご案内をしてきたものを、計画に落とし込みます一覧表に数字を入れ込みさせていただきます。

この表ですと、左側の項目①、こちらが本年度計算していますニーズ量の見込み、それぞれ令和2年から6年までの間、これだけのニーズ量が将来想定されるというところで、こちらを検証してもらいながら進んでまいりました。

これに対して②の確保方策、左の縦のところです。教育・保育施設や地域型保育事業、こちらあわせて、それぞれのニーズに対して、どのように対応ができるかをまとめたのがこの表になってございます。

簡単に申し上げますと、一番下のところ、▲が出ているところが足りないという意味になっております。それ以外のところでプラスになっているものは定員が足りているという表示の意味合いになってきます。

この表を見てまいりますと、▲のところは幾つか出てございます。まず初めに令和2年には、0歳児のところは残念ながら▲が残っております。現在の計画でもそうですが、なかなか初年度で一気に解決するという、現実論では難しいところもございまして、2年目には解決していくという意気込みの中、進んでいきますけれども、初年度、ニーズの勢いに整備が追いつかないというところで、大変申しわけございませんが、1年目は▲、それ以後は解消していく計画を立てさせていただいております。

また、そのほか▲が出てくるところが、令和3年以降に2号認定の3歳以上、教育希望の方、▲が出ています。この2号の保育の必要性ありに関しましては、3歳以上で教育希望と、それ以外の方というカテゴリーに分かれております。こちら両方を見ますと、▲の隣、そちらに関してはかなり定員に余裕がございまして、こちらがかなり余裕もあるところで、ニーズは十分捉えてはいるのですが、しばらくの間はこちらの2号認定という中で吸収できればと、計画を策定させていただいております。

こちらが、いわゆる幼稚園や保育園、それから地域型の保育事業の確保策という一覧表になってございます。

続きまして、資料第1号の「(2) 地域子育て支援事業の確保方策」について、ご案内をしてまいります。

1番の「利用者支援事業」です。こちらは身近な場所で相談や助言を行うような機関で、利用者の支援をしていく事業になっております。現状においてもシビックセンターでは、子育てガイドや保育ナビゲーターということでご相談に応じてございます。また、このほか子育てひろばという地域の拠点がございますのと、地域団体による地域子育て支援拠点施設、これらは次の2番で出てくる項目でもあるのですが、そちらでも相談事業、展開しております。保健サービスセンターでも相談事業は展開しております。こちらについては、相談ということなのでニーズ量を数字で表すことは難しいものですから、このような形で私ども対応してまいりますということで、一番下の表、量の見込み（ニーズ量）と確保方策をまとめさせていただいております。

続いて、2の「地域子育て支援拠点事業」になります。乳幼児や保護者の交流の場所、そして、そこでの相談、情報提供、助言等を行う施設になってございます。

文京区では、子育てひろばという名前のほうが、馴染みがあるかもしれません。こちらが、いわゆる区で直接実施しているひろば事業と、それから平成29年度から始めまし

た地域の団体の方、名前を出しますとご存じの方がいるかもしれません。本駒込にある「こまびよのおうち」とか、本郷にある「こそだて応援まちぷら」になります。そのような地域団体の方も活動しているところをあわせ、こちらの展開を記載したものでございます。

実はこちらの事業実績と、それから、一番下のニーズ量ですけれども、現在、直近の実績で6万7,001人の子育てひろばと地域団体2,800人あるのですが、ニーズ量の見込みといたしましては、令和2年度でかなり少ない数字が出てございます。やはり前回のニーズ調査が、保育園等の希望が多いという状況もありましたので、その分、どちらかといいますと、この事業、家庭保育している方が多く使うような施設になってきますので、若干少ないニーズ量が、将来的な予測で出てきてしまっております。

こちらに関しましては、急激な変化とか減少とかには馴染まないところもありますので、今現在のひろばの事業と、今の計画の②に当たる地域団体による地域子育て支援拠点、いわゆる団体の運営による事業を1年に1カ所ずつ始めることで、文京区全域で空白地帯をなくしていこうと進んでおります。現行計画の目標までは達成させていこうということで、その現計画の内容のまま盛り込んでございます。

続きまして、3番の「妊婦健康診査」です。こちらは、いわゆる妊婦の方の健康診査で、現在の取り組み状況、点線枠囲い、上から2番目のところに書いてある健診を実施しております。こちらの実施につきましては、いわゆる今後の0歳の方が全部対象になってきますので、0歳児の人口をニーズ量とし、一番下の表をまとめさせていただいております。

4番、「乳児家庭全戸訪問事業」です。こちらは生後4カ月までの乳児のいる家庭の訪問をする事業でございます。こちらはやはり4カ月までの乳児のいる家庭全てを目標としておりますので、0歳児の人口をそのまま一番下の量の見込みと確保方策に入れていきます。

続きまして、次の5番、「養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」でございます。こちらは枠囲いの事業概要にお示ししましたように、養育支援が特に必要な家庭に対して指導、助言等を行う事業になっていきます。また、要保護児童対策地域協議会、「要対協」と呼ばれている会議体です。そこでの連携を強化するための取り組み等が入ってございます。こちら、ニーズ量を計算するのはなかなか難しいものですから、今まで行っている取り組みを継続的に進めていくことで記載させていただいております。

続きまして、6番、「子育て短期支援事業」です。こちら子育て短期支援事業は、表、上から二つ目の現在の取り組みに書いてありますように、いわゆるショートステイと、夜間のみお預かりをするトワイライトステイの事業になってございます。本件は、ニーズ量を見込みましたところ、定員数から見ますと充足されていることとなりますので、引き続き適正な運営に努めていきたいということでまとめています。

続いて、7番の「子育て援助活動支援事業」です。こちら「ファミリー・サポート・センター事業」という社会福祉協議会で展開していただいている、乳幼児や小学生の児童の方を、いわゆる民同でボランティアの方が来て保育に協力してもらう形で展開している事業になります。こちらは前年ニーズ調査で回答数が極端に少なかったもので、

ほんの数人の意見でニーズ量をつくるのが難しいので、今の実績を引いてニーズ量を算定させていただいたと、ご案内させていただいた部分になります。このニーズ量の見込みに対して、確保方策を進めていきたいと考えております。

次のページ、8-1「一時預かり事業」です。こちらは幼稚園型になってございます。認定こども園、幼稚園等において一時預かりを行う事業で、特に8-1に関しては、幼稚園で行っている預かり事業を記載したものでございます。こちら、今後のニーズ量に対して、現在の確保方策を、このような形で対応していきたいということで記載をさせていただいております。

また、次の8-2、「一時預かり事業」。今度は幼稚園以外、文京区でキッズルームという名前と呼ばせていただいております。それから、保育園等での緊急一時保育やリフレッシュ一時保育等がございます。こちらにつきましては、一番下のニーズ量と確保方策の中で、1点▲が生じてしまいました。令和4年に▲が出ております。こちらは不足しているという表記になりまして、確保方策の考え方に入れたのですが、令和5年に新規のキッズルーム開所予定でございます。ちょっとその前に、なかなか厳しい状況が一旦訪れますが、令和5年には無事解消できるということで、今、確保方策に努めているところでございます。

続きまして、9番「延長保育事業」です。これは時間外保育事業に当たりますので、保育園がなくては延長保育ができませんので、これから整備していく認可保育園の中で、どのように拡充できるかというところになってまいります。整備を急ピッチで進めておりますが、こちらはとにかく保育園を整備しないと実施できない事業になっておりますので、そちらを整備していくことで、この次の計画期間内には解消していく見通しを持って進んでいるところです。

続きまして、10番、「病児保育事業」でございます。今、計画が上がっているのは下から2番目の確保方策、点線枠囲いのところで書いたように、都立駒込病院内に病児保育施設がオープンする予定でありますので、そちらの人数を入れさせていただきましたが、残念ながらまだ足りないという状況になってございます。こちら現時点の確保方策で埋めさせていただきましたが、ニーズに対して施設が足りないという現状がございますので、中間のまとめのときには、こちらの▲が解消できるような形で計画は策定してまいりたいと思っております。今、こちらの数字、現時点の数字を入れさせていただいておりますので、やはりあともう1施設は必要と思っております。

それと、前回大事なご指摘をいただきました繁忙期の取り扱いでご質問をいただいていた。表の一番下、文京区で訪問型病児・病後児保育事業を独自に実施してございますので、そちらも外枠に追記させていただきました。

続きまして、11番です。「放課後児童健全育成事業」。こちらは育成室を中心に進んでいますけれども、さまざまな形で、今、放課後の居場所づくり、展開させていただいております。ニーズ量につきましては、前回確認していただいた内容で、全ての政策とあわせながら居場所を確保していきたいというところで確保方策を取りまとめてございます。

また、このほか現在の計画に引き続きまして、12番の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、それから、13番の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事

業」につきましては、引き続き取り組んでまいるということで文書表現をさせていただきました。

こちらの資料第1号の説明は以上となります。

**青木会長：**では、今、説明があったのですけれども、これについて、ご質問なりご意見なりある方がおられましたら、どうぞ。

**岸代理委員：**まず、表の数字の中で、令和4年から令和5年にかけて、認可保育園の数が20ほど減っているのではないかと思うのですが、これはどこかの定員を減らすのか、あるいは減らすとしたら、どこの園の定員を減らすかというのは決まっているのでしょうか。この多分1,082かな、1,068に減っている、14ですね。

**幼児保育課長：**幼児保育課長の横山と申します。

現在、柳町こどもの森は保育園と幼稚園が併設の施設という形になっておりますが、区の計画で今後こども園化をしていくことで、数字上、区立保育園からは抜けて、こども園に移っていく状況になります。

**岸代理委員：**わかりました。ありがとうございます。

あと2点あるのですけれども、3歳児から5歳児の保育の枠が令和3年度以降、1,000以上余るような計算になっているのですけれども、これは何か別なところに活かす予定などはあるのでしょうか。

**子ども施設担当課長：**子ども施設担当課長の中川です。

保育所を開設する際に、0から5歳までの定員に傾斜を設ける関係で、3歳児以降の定員数が増えていくということがございます。ただ、全体で1,000という数字は確かにあるのですけれども、今後施設数が100を超えてくるところで、1施設当たりで見ると、定員の余裕は、3、4、5歳合計で10人程度と想定しており、この余裕部分の活用ということまでは考えておりません。

**岸代理委員：**あともう1点なのですけれど。これはコメントではあるのですけれども、病児保育の必要量が、前回の議論でもあったと伺っているのですけれども、ニーズの実際の値よりも低く推計されているのではないかと伺っているのですけれども、それでもこの少ない状況が続くことで、それは先ほどのご説明では、もう一施設増やせたらいいなと思っていることよろしかったですか。

**子育て支援課長：**子育て支援課長よりお答えいたします。

病児保育は、前回のご指摘でニーズ調査だけを見ると、12倍以上の数字が出ていました。今の確保策の路線からも1,000人ぐらい増やすようなニーズ量の確保をしようということになっています。ご指摘のとおり、まだ今ある確保方策では足りないので、病児については、次の中間まとめまでには何かの確保方策を計画上記載しなければいけないと感じているところです。

**岸代理委員：**今のところは、その施設が増やせたらいいなと思っているということよろしかったですか。

**子育て支援課長：**ニーズ量が出ておりますので、次の5年間で確保するという計画に最終的に調整していくことになる方向性で検討しております。

**岸代理委員：**ありがとうございます。以上です。

**青木会長：**ありがとうございます。他にございますか。

**千代委員：**文女連の千代と申します。

その病後児の人数がやっぱり少ないのではないかと思います。兄弟がいたら、病児のときは休めても、入れても、病後というのが結構3日とか4日かかったりすると、どうしても親が休めなかったり、周りに身内の者がいなかったりすると、この間も聞いた方は7番目で入れなかったとおっしゃって。やっぱりいろんなところに支障が出てきているので。ここに書いてある、例えば都立駒込で4人というのは風邪の時期とか、今年みたいにいろんな胃腸炎とか、りんご病とかはやる時というのは全然不足するのではないかと思って、ほかの何か早急にできることってないのでしょうか。

**子育て支援課長：**子育て支援課長よりお答えいたします。

どうしても施設確保を流行期にあわせるのか、それとも全体であわせるのかということがあるのですけれども、やはり病児も各小児科の先生たちにご協力していただきながら展開している部分もありまして、実際、利用者が来ない時期もあり、たくさん定員を用意しておくというのは難しい選択肢ではあります。前回もご案内させていただきましように、私どもで訪問型病児・病後児保育のベビーシッターをご利用になったとき、助成金が出る制度も補足的に展開しておりますので、そちらと兼ね合わせていただければというところ。周知についてご指摘も受けましたので、ご案内がわかるように今回記載もあわせてさせていただいたところです。

**青木会長：**よろしいですか。他にございますか。

**高櫻委員：**青山学院大学の高櫻です。

今の話で1点だけ確認なのですが、病児保育事業となっているのですが、病児・病後児保育事業ではなくて、病児だけですか。

**子育て支援課長：**失礼いたしました。こちらの表記が、子ども・子育て支援法の表記そのまま使っていますので、内容的には病児・病後児でニーズ量も入れております。また、確保方策も同じです。

**高櫻委員：**ありがとうございます。すごく大事なところだと思っていて、子ども・子育て支援法の言葉どおりに使うのはいいのですが、この内容を見ると、病後児もされていて、文京区としては病児だけではなくて、今、ご意見にあったように、病後児もちゃんとフォローしようというお考えだと思っているので、もし変えられるのであれば、病児・病後児のほうに適しているのかなと思いました。

**子育て支援課長：**検討させていただきます。

**青木会長：**ほかにありますか。

これから子どもが増える見込みで、今も保育園を造っているところは全ての区ではないと思うのですよね。ここは本当にとまらないというか。もはやそれこそ東京都以外では、どうやって縮小するかという話に転じてしまっているの、文京区ならではの特徴だなと思います。

ほかに何かありますか。

では、確保方策のところはこれくらいにして、次に移りたいと思います。

議題の2番目、子育て支援計画の構成についてに移ります。これは大変大事なところでして、子育て支援計画の中間まとめに向けた内容となっています。前回の議論を踏まえて、事務局が計画に掲載する体裁を大分リバイズしてくださっていて、本日の資料で



は、第1章から5章までをまとめて議論するわけですが、その量が大変多いので分割して進めさせていただきます。

まず初めに第1章から第3章までの説明を事務局からお願いします。

**子育て支援課長：**それでは事務局よりご説明申し上げます。

まず初めに資料第2号、第1章、計画策定の考え方です。

こちら前回の議論の中で一番論点になりました。やはり文京区の計画は子どもを中心に、子どもを第一に考えているんだ。そういったことが前面に伝わるような内容がいいのではないかとご指摘を受けました。そこで、こちら1の「計画の目的」、最初のところに、現在の日本の置かれている状況、なぜ今このような計画が必要で、待機児童対策等、色々と言われているかというところございますが、その点を書いてございます。全国では、少子高齢化が進み人口減少社会に移行してございます。そんな中でも、女性の社会進出を後押しする施策もありますが、なかなか働き方改革も進まず、子育て世帯においてワーク・ライフ・バランスを実現するのは難しいこととなっております。

そんな中でも、最後の一段落に入れさせていただきました「子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育てが大切です。」これは子育てに関する家庭もそうですし、関係する人全ての方が、この気持ちでもって計画をつくりますので、臨んでいきましょうというところで記載させていただいた内容でございます。

そして、この計画の背景が次の真ん中から入れてございます。平成27年4月、子ども・子育て新制度が始まっております。第一義的責任が保護者にあるという考えがありますけども、子育てを社会全体で支援できるようにということで始まった制度です。次の段落です。この制度の根拠となる子ども・子育て支援法では、こちらの事業をきちんと推進するというので、計画策定が区市町村に求めています。それと同時期に次世代育成支援対策推進法が10年延長されていまして、文京区の子育て支援事業は、この表題の枠囲いにありますように、「次世代育成支援行動計画」、それから、「子ども・子育て支援事業計画」、こちら併せもった内容でつくっていますというご案内を、その次の段落でさせていただきます。

そして、4番目の段落では、現在の計画は平成27年から平成31年、本年度令和元年までの計画になっています。この間、さまざまな動きがあったということで、28年6月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となっており、また、その後、令和元年6月には児童虐待防止の強化を図る関連法も改正されています。このほか子どもの貧困に対する大綱の見直しも同じように進んでございます。この計画をつくってから5年間、そのような大きな流れもどうするべきか、そして、その段落の最後に「また」と入れさせていただきました。全国では少子高齢化、人口減少となっておりますが、文京区は年少人口と子育て世帯が増え続けていまして、しばらくこの傾向は続くと思込んでいる状況です。全国の動向だけではなく、文京区独自の傾向も把握しながら進んでいくことが大切ということで、記載をさせていただきました。

このような考えのもとで、次の計画を策定するという最後の結び、一番最後に、もう一度、念押しするように言葉を追記させていただいております。「子どもたちの輝く未来のため、この計画に基づき子どもの最善の利益が守れるよう文京区の特性を反映した子育て支援策を推進してまいります」ということで、こちら一番最初のページに載る計

画の目的になってきますので、そのメッセージが伝わるように記載を重ねさせていただいたところがございます。

また、この第1章、2の計画の性格、3計画の構成、4計画の期間につきましては、皆様にこういう趣旨の計画ですとこの会議でご説明した内容、そのまま記載させていただいております。

また、その次の5の計画の推進に向けてというページですが、子育て支援計画は、文京区の地域福祉保健計画、こちらの冊子をお手元に置いてあるのですが、この文京区全体の地域福祉保健計画の中の子どもの部分を携わるのがこちらの計画になってございます。子どもや障害者、保険医療、高齢者、ほかの計画もございますが、それに横串を指すよう地域福祉保健計画の中では共通理念等を示しておりますので、6ページ以降に掲載されている内容を、新しい計画の中では、そのまま同じ内容を盛り込んでいくこととなります。

ですので、5の計画の推進に向けてということで、区と社協が協力して取り組んでいく様子、また、さらにページをおめくりいただきますと、(2)では、「文京区版地域包括システムの構築」、そして、「地域共生社会の実現に向けて」。これも同じ項目がこちらの計画に入っております、そちらを入れていく形をとっております。この図、右側をご覧になっていただきますと、今、話題になっている、子どもの問題やダブルケアの問題、8050問題や障害者の問題、全てが一つ一つ切り離された課題ではなく、重複する課題も出てくる。そのような課題に対して、包括的なアプローチも必要ですねということを図示しているのが、ここのイメージ図になってございます。

私どもも、文京区の地域福祉保健が進む中で、このような概念もベースに持ちながら進んでいきたいということで、こちらの計画の冒頭、基本部分、共通理念として、こちらを記載させてもらっております。

また同様に、次の資料第3号につきましては、計画の基本理念・基本目標になってございます。こちらも同様に、先ほどお見せした地域福祉保健計画の10ページ以降に載っております基本理念・基本目標、こちらの内容と全く同じものを第2章に据えていく形をとっております。

子どもの計画だけではなくて、障害者、高齢者、それから保健医療でも、全く同じものを載せて共通見解のもとに進んでいるという計画の構成をとっております。こちらの資料第3号は、ここから抜粋した内容をそのまま記載している構成になってございます。

そして、その次、ここからが前回大きな宿題をいただきました、資料第4号です。ここから子育て支援計画がスタートしていくといえますか、いわゆる子どもの現状、文京区の状況をどういうふうに捉えて、そして、どういう計画を持っていくか、その導入部の役割を果たす部分になります。

この子どもの現状をきちんとストーリーを持って伝えていかないと、なぜこの計画になったかが伝わりにくいという宿題をいただいております。こちらを組みかえながら、整理させていただきました。

まず資料第4号の1ページ、全国では人口減少社会、しかしながら文京区の状況です。1の(1)人口の推移は着実な増加をしております。もちろん人口も増加している中、次のページ、2ページの(2)です。こちら5歳別人口、いわゆる人口ピラミッドの図

になってございます。一番下が直近の平成31年4月1日の状況です。文京区の人口ピラミッドは木のような形をしていますが、こちらちょうど幹に当たる0歳から4歳のところ、こちらに点線を引かせていただきました。ここの部分、特に年少人口が顕著に増加している様子が見てとれます。こちらがわかるように、グラフを整理させていただきました。

もちろんその傾向は3ページの(3)18歳未満の児童の人口の推移、こちらに関しましても、着実に増加していることをご案内させてもらっています。

そして、次の4ページ(4)、この着実な人口増を支えているのは、文京区の合計特殊出生率及び出生数の推移が右肩上がりの増加傾向にある。これが顕著な人口増、年少人口の増加を支えている要因と捉えてございます。

また、これを踏まえて5ページ、2のところです。人口推計を行った結果、引き続き増加する見通しを持っております。ですので、全国は人口減少していますが、文京区はまだまだ子どもが増えるという前提で、この計画を立てていかなければならないということで、記載してございます。

次に6ページです。その中で、やはり子育ての問題、女性の就業率との関係もあるということで、男性と女性がくると比較検討が難しくなるとぼやけてしまうという論点がございました。今回は女性の就業率について、的を絞って出させていただいております。国勢調査が5年刻みの調査になるものですから、推移については3ポイントを出す形で整理させていただきました。まだ文京区は5割弱の助成就業率で推移してございます。ただ、こちらの状況を見ますと、全国と東京都が若干右肩に少し上がっているのですね。その状況がまだ文京区で横ばいの傾向ですので、これがどういう推移を文京区で見せるのかは、今後の国勢調査に注視していかなければならないと思っています。

その理由と申しますのが、7ページの(2)、昨年度行いました文京区のニーズ調査の中では、就学前児童保護者のフルタイム就労が増加している様子が見てとれたからです。その様子を図表の3-11と3-12にあらわさせていただきました。上のほうが就学前児童の保護者の変化の状況。そして、下のほうが小学生の保護者の変化の状況。このような状況を踏まえていくと、今後文京区がどのような状況になっていくかは、今後ますます注視が必要と考えてございます。

続きまして、8ページ、改めて子育て支援サービスの利用状況を再確認しているページになります。

まず(1)、未就学者児童の保育の状況です。こちら保育の需要が高い高いという話もいただいておりますが、実は4歳、5歳、幼稚園か保育園か選ぶ年代になりますと、まだ文京区の場合、幼稚園に在籍している方が多い傾向が出てございます。3歳までは保育園の需要が高いのですが、幼稚園の準備期間を家庭で過ごす方も多いのではないかと読み取れるような、構成になっております。こちら推測の域は出ておりませんが、年齢に応じて皆様、自分の家庭がどういうライフスタイルで、どういう選択肢をとろうかというのがあらわれているグラフではないかということで掲載しております。

また、これに対しまして、(2)文京区で保育所をどのように整備してきたか。着実に認可保育所を整備した結果、9ページにありますような、在籍児童数も増え、

図表3-16は待機児童となります。待機児童、前回の会議の中で、0歳、1歳、2歳、

3歳と見たときに、どこの待機児童が多いかが見てとれたほうがいいですねとご指摘をいただきましたので、その内容がわかるように入れてございます。

また、保育園の続きで気になってきますのが（3）育成室の状況になっております。こちらにつきましても、文京区としましては着実な育成室の定員の確保に努めている状況で、その様子をあらわしたものです。そして、待機児童の推移をあらわしたものになってございます。こちらも保育園同様、12ページでは、何年生の待機児童が多いのかというグラフも入れさせていただきました。

また、このほかにも、この計画で大事なポイントとなってきます、（4）特別な支援を必要とする児童の各施設の在籍数の推移も増加傾向にあり、また（5）子ども家庭支援センターの相談件数の推移につきましても増加傾向にあるという資料も掲載しました。

そして、14ページからはニーズ調査の結果で、どういったところをポイントにするのかというご指摘を受けました。前回の会議ではニーズ調査の質問順に羅列をしてしまいましたので、今回はその順番を変えさせていただきました。

まず14ページ初めに、文京区全体としての満足度調査の状況、4割を超える方が高い満足度を示していますけれども、低い満足度が2割弱あるという現実。そして、それに対しまして、15ページ（2）子育ての楽しさ。おおむね多くの方が子育てが楽しいと感じていたり、辛いと半々ぐらいと思っている方が多いのですが、実際のところ5%未満の辛さを感じる人たちが一定数、やはり存在しているという現実。こちらを踏まえた中で16ページになります。（3）の子育ての不安や悩みでは前回大きなグラフを出しておりましたが、比較検討できるようにということでもとめさせていただきました。この結果、子どもの年齢とともに変化する様子が見てとれる結果となりました。

まず一番上の表、就学前児童の保護者につきましては、自分の時間がとれない、仕事とキャリアの両立が難しいというところが上位に入ってきていますが、中学生を見ていただきますと、中学生の保護者では、やはり子どもの進路や進学、子育てに伴う経済的な負担、こちら辺が入ってまいります。そして、その間の小学生、やはり学齢期になりますと小学生の保護者の方も、進路や進学、そして、まだまだ子どもが自立、完全に手が離れないというところでの自分の時間をとれる自由がない。そして、さまざまな子育てに関する悩み。ちょうど就学前、小学生、中学生と進むごとに、子どもの年齢とともに、保護者の方の悩みも変化していく様子が見てとれる結果となりました。

また17ページでは、（4）役立つ子育て支援の施設サービスはどのようなものが望まれているかということになっております。こちら、一覧表を残してありますが、文章の表現で傾向をまとめさせていただきました。

（4）就学前児童の保護者の中でニーズが高かったのが、リフレッシュできるような一時預かり、それから定期的な保育サービス、子育て支援に関する情報提供。そして、小学生になりますと、今度は子どもたちだけで安心して遊べる場所、やはり子どもたちの活動範囲が広がっていく様子が見てとれます。そして、育成室、それから学力の問題となっております。そして、中学生になりますと、言葉は省略していますが、下のグラフでいきますと、「妊娠、出産、乳幼児健診などを子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備」という答えが一番多かったことになっております。そのほかでは、学力の問題、それから、子どもたちだけで遊べる場所というところで、やはりこちらも子

どもの成長に合わせた変化が見てとれる結果ということがわかりました。

そして、次に18ページ（5）で、いつも課題に上がりますのが、教育・保育、いわゆる未就学の子たちの居場所になってきます。こちら、どちらを利用したいですかとニーズ調査では確認しております。複数回答です。

そうしますと、一番上の表です。幼稚園がいいですよというAの人。それから保育園等がいいですよというBの人。一人一つならば100%になるはずですがけれども、どちらも答えていいですよと言っていますので、100%を超える結果が出ています。そちらをグラフにしたのが18ページの下グラフになってございます。4歳、5歳になってきますと、やはり幼稚園に行くか、保育園に行くか、かなりの的が絞られてくる様子が見てとれます。ただ、そこに至りつく前に関しましては、0、1、2、3歳までは100%を大きく超えるような数字となっております。どちらに行こうか、自分の子にはどちらがふさわしいのか、自分の家庭はどういう生活設計を送るのか、そういったところを悩みながら最終的に集約していく様子が見てとれるような結果となりました。

また、19ページの（6）小学校の放課後を過ごさせたい場所ですと、習い事と自宅、非常に多い結果となっておりますが、そのほかの項目でご覧になっていただきますと、19ページのグラフのとおり、多様な選択肢が出てくる中で、さまざまな選択肢をとっている。小学生になりますと、どこで過ごさせたいかがいろいろな選択肢が増えてきている様子が見てとれるような結果となっております。

このような全体的な特徴、シナリオ的にストーリーを考えた中でまとめ、ここから次の5年をどういう方向に進むべきかのご案内ができればということで作成しました。

説明は以上です。

**青木会長：**ありがとうございました。

では、これについて、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。

**山田委員：**区民委員の山田です。

ちょっと質問、疑問に思った点なのですが。17ページの役立つ子育て支援のサービスのところで、中学生の保護者の方が一番求めるものが、子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備というので一番多かったと思うのですが。何となくイメージ的に小さい子のほうが、そういった病院とか保健医療体制とか使うのかなと思って。中学生の親御さんで、どういうものをイメージして、これを選ばれたのかなというのを、どういうふうに捉えていらっしゃるのかなと思いました。

**子育て支援課長：**事務局よりお答えさせていただきます。

実はここ、そのまま選択肢が、先ほどご案内したように、妊娠、出産、乳幼児健診などと具体例を入れて、子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備と書かせていただいているのですね。私も、何で中学生が多いのだろうというのがわからなくて。これ推測の域を出ないのですけれども、中学生までお子さんが育って、自分の子育てを振り返ってみると、一番大変だったのがここって思っていたのかなと。いわゆる後輩の保護者さんたちに、ここが大変だったから、ここ頑張っ乗り越えてねという意味も、いわゆる本当に文京区の子育て支援として、こういうことが必要だと私思っていますよというメッセージなのかなと受けとめてはいます。ただ推測の域を出ないので、ほかの皆様からもご意見をいただければと思います。

**青木会長：**いかがでしょう。

前回、議論したところで、いろいろ宿題が一番出た記載の仕方も含めてですね。

**宮脇委員：**特別支援級連合協議会の宮脇です。

今の17ページ、障害のある子どもに対する支援の充実という部分なのですが、この障害のある子どもに対する支援という言葉ですが、ちょっとざっくりしていて、内容的にはいろいろあると思うのです。先ほどの中学生のことだけで言っても、障害のある中学生のお子さんは放課後デイが極端に少ないですとか、一つ一つかなりいろいろな分野があると思うのですが、これについてはどうでしょうか。

**子育て支援課長：**ご指摘ありがとうございます。

こちらでは本当にざっくりとした聞き方に、確かになってしまっています。実は障害児の項に関しましては、障害者・児計画ということで障害福祉のほうで計画を持っていて、悉皆調査等も含めて今後進んでいきます。私どもでは、やはりここで皆さんで議論していただくためには、障害の専門の方もなかなか全員この会議に来てもらってというのは難しい。障害福祉のほうでの意見も踏まえながら、この計画に上手に統合していく。連携しながら子育て支援計画を障害児の方のサービスも含めながら見せていくという方法をとりたいと思っています。

**青木会長：**ありがとうございます。

**千代委員：**16ページの基本的なことをお伺いしたいのですけれど。子育ての不安や悩みで、回答者の父母の割合はわかるのでしょうか。どちらが回答したかによっても大分違うような気がするのですけど。

**子育て支援課長：**回答者の性別が。ちょっとお待ちください。

ニーズ調査の概要版3ページの一番下のところが回答者になります。就学前児童、小学生、中学生で、やはり多いのが母親の回答ですが、中学校に上がるほどお父様が答えることも増える傾向になってございます。

**青木会長：**今のご意見は、保護者の性別によって回答傾向が異なるのではないかということですかね。もしそれがそれほどなかったのなら、なかったという一文があったほうがいかどうかという話です。

**子育て支援課長：**そうですね。クロス集計が、できている項目とできていない項目がありまして。この数字がとれているかとれていないかを確認させていただきます。クロス集計は膨大になるものですから、一部は持つてはいるのですけれども、ちょっとない場合にはトータル的な回答ということでお許してください。

**千代委員：**文京区の保育園、送り迎えとか見ていると、夫婦でやっているのとてもわかるのですけれども、その回答でどっちかなと思って疑問だったので、ありがとうございます。

**青木会長：**あと前回いろいろ示し方というところで、黒澤委員からも随分コメントいただいたのですが、いかがでしょうか。

**黒澤委員：**区民委員の黒澤です。

前回、いろいろ申し上げて、随分工夫していただいたなと思って感心して資料を拝見しておりました。4点追加の質問というか提案をさせていただきたいと思います。

まず、この計画は上位の文京区の福祉保健計画の部門別の計画ということで、理念を

大変立派に書かれているのですが、実はこの子育て支援計画の理念との関係がよく見えないというのが、とても残念なことに受けとめられました。多分図なり何なり、表記の仕方を工夫されれば意図するところは伝わるのかなと思いますけれども。子育ての計画と、この地域福祉保健計画の考え方との関係を、もうちょっと表現を工夫していただきたいというのが1点目です。

2点目ですけれども、資料第2号、子どもの最善の利益を守るようとか、第一段落のところに子どもの人権とか、とてもよく書き込みをしていただいているので、すごくよくなったと思います。ただ、残念なのは最終段落の子どもの最善の利益というところの定義が、やはり難しいかなと受けとめられました。子どもの権利条約を記載するかどうかはお任せしますが、具体的にどういうことなのかというのを、社協さんの説明のように、別のところでしっかりと説明、図を用いながら説明していただいたり、具体的なことがわかるように入れていただくと、この最後の「子どもの最善の利益」という考え方が区民にも伝わってくるかなと思いました。それが2点目です。

3点目です。これは初めての計画ではないので、現行計画の冊子のつくり方とは違うと思っています。なぜならば毎年評価点検をされておりますね。ということは5年間の総括をどこかに入れていただく。これが二つ目の計画の基本形だと思っています。毎年度、私たちも拝見させていただきましたけれども、5年間で、どんなことが成果が上がって、どこが課題として残ったのか。それを踏まえて、次の計画をこのような考え方でつくっていますというのが、流れとしては順当ではないか。その部分が抜け落ちている。つまり、初めての計画ではないというところに留意をしていただきたいと思いました。

それから最後に、特別区の特徴として、全国的に人口減少の局面に入っているのですが、23区はほとんど人口が増えています。その理由は何かといったら、出生数が増えていることではなくて転入増なのです。そこの部分の記載がない。転入増を予測するのは非常に難しく、しかも文京区の場合には多分子どもが生まれてから、つまりファミリー層が入ってきているというのが特徴であると思います。なぜならば、やはり文京区の学校は非常にみんなが憧れるような非常にいい教育をされている。あるいは子育ての環境としては恵まれている。所得階層も東京23区の中では高いほうの人たちが入ってきていると伺っています。この部分がやはりニーズ量の推計を非常に難しくしている。出生数ももちろんなかなか読めない。そのことは、転入増による人口増だということに起因しているところをもっと打ち出していいと思うのです。区のホームページからダウンロードして調べてみましたが、平成25年から転入増が急増しています。そのことを捉えて、やはりニーズの把握が難しいと。人口動向も難しい。特に出生数については難しいところは課題の中に入れてもいいと思うのです。これだけ一生懸命されているのに、なかなか待機児童が解消されない。あるいはニーズが余ってしまうような傾向もあると。そこのところが難しいのは文京区の特徴だと思うので、ぜひ記載をしていただいて、頑張ってきているけれども難しいということ、区民の方にも理解していただけるような計画にされたら、努力が少しは報いられるかなと思いました。以上4点です。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。

私も説明するときには、もちろん出生数の改善も大きいのですが、子育て世帯の

転入も大きいというのはご案内させていただいています。子どもがいて転入した方が、出産年齢の人たちなので、第2子、第3子ということになって出生率も改善しているというイメージは持っています。見えやすかったところが合計特殊出生率と出生数なのですけど。

前回もご質問で、何で小学校低学年こんなに増えたのでしょうかというご指摘を受けました。やはり文京区では、まだまだ学年が上がった後にも転入してくる状況は見てとれて、それはもちろんコーホート集計では入れてはいるのですけれども、確かにそのところが今の記載だとぼやけてしまうというところで、ご指摘はあると思います。そういう側面で子育て世帯の転入もいつも説明はしているので、そこが補足できればと思っております。

あとほかの点に関しましても、文章の流れ等も考えながら差し込みを入れる場所を探しながら検討したいと思います。

**黒澤委員：**女性の就業率がアピールで非常に弱くて、多分、文京区はそれほど高くないと思います。

1点、前回も申し上げましたけれども、就業率でなくて労働力率でとってみたらどうかということと、子どもがいる女性と限定しないで、女性の労働力率の推移というのを見れば、少しは上がってきているだろう。ただ、文京区は余り高くないというのが印象です。所得階層が比較的高いので、働かなくて子育てに専念するというお考えの女性も多いのかなとは思っています。今のグラフだとアピールが弱い。もったいないなという気がします。

以上です。

**青木会長：**ありがとうございます。温かい励ましとともに、引き続き検討してまいりたいと思いますけれども、ありがとうございます。

ほかにございますか。

**高櫻委員：**青山学院大学の高櫻です。

今回お示しいただいた資料第2号の子どもの視点を忘れずから始まる子どもを中心に置くというところは、本当に大事と思っているので賛同しております。その上で伺いをしたかったのは、子育て支援に関するニーズ調査の結果で、保護者の声だけがまとめられていることです。中高生に、回収率は少なかったとはいえアンケートはとっており、さらに文京区としては、中高生世代の居場所の確保だとか、いろんなことをされていると思うので、中高生の声もきちっと載せられて、その声を反映して、文京区としては、こういう政策をしているのですというところが見える形がいいと思いました。

ここに載せなかった理由が何かあれば教えていただきたいと思います。

**子育て支援課長：**ご指摘ありがとうございます。

前回の会議の指摘というのが、余りにも前の計画にとらわれ過ぎて、前の計画どおりにつくったものを皆さんにお見せしたのです。そうではないですよということでご指摘を受けたのですけれども。実は今、お話しいただいた点、中高生のご意見を反映してないのは前回の計画に入れていないというところで、また、同じ過ちをしてしまいました。



今回、特に高校生は初めて意見をとっていますし、そちらの点については、やはり特徴的なところ、何か記載できること、また次に説明します主要事業につながるような項目、見て追記できるものがあれば抜粋して入れたいと思っております。

**高櫻委員**：よろしく申し上げます。

**青木会長**：ご指摘ありがとうございます。

続いて、主要項目及びその方向性、計画の体系、計画事業についてというところで、次期子育て支援計画において主要な部分となります。第4章では、今後5年間で取り組む内容が項目ごとに記載されているわけです。また、第5章では主要項目にあわせた大項目に対して小項目を割り当ててあります。この本日の議論を踏まえた後に、第5章の体系に区の計画事業を紐付けてしていく作業に入っていきますので、余り後戻りはできないのですけれども、ご議論をお願いできればと思います。

まず事務局から説明をお願いします。

**子育て支援課長**：事務局よりご説明申し上げます。資料第5号と資料第6号をご用意ください。

こちらにつきましては、前回の計画でも主要項目という記載で入れさせていただいております。前の計画、クリーム色の冊子の中では37ページ以降に入っているものになってございます。こちらは主要項目と、その次の体系が入っているのが43ページ以降、ここが実は主要項目と体系の文言が一致していませんでしたので整理しましたというご案内を前回させていただきました。今回は、基本的な考えにのっとりまして、資料第6号の大項目と、この資料第4章の主要項目が一致するような形で整理してございます。

また、こちらの主要項目につきましては、前回計画はいきなり主要項目について記載してはいたのですが、今回メッセージが伝わるようにということで、こちら第4章、冒頭のところの説明を追記させていただいております。資料第5号は、第4章、主要項目及びその方向性になります。次の5年計画の中で主要となる項目と、それをこの5年間でどういう視点で進むかというところをまとめたものです。こちらの冒頭に、「子どもの最善の利益を実現するためには、子どもが健やかに成長し、生きる力や豊かな心が育まれ、安心して暮らすことのできる環境を整え、私たち一人一人が子どもの権利を尊重していく必要があります。」と。こちらは基本的な子どもを第一にという考えとして、もう一度入れさせていただきました。この考えにのっとり、それぞれの項目を次のとおりまとめて進めていきますというところです。

まず1番の「子どもの健やかな成長の支援」です。こちら妊娠、出産、子育て期になる切れ目ない支援を書いた項目になります。また、成長に関することで、発達に関するご相談等も、こちら項目でまとめてございます。ですので、こちら1番には、妊娠、出産、子育て期については切れ目ない支援が必要ですよというところで、継続していきまうというところから始まり、そして、その次の段落では、子どもの健やかな成長を図るために乳幼児健診等で発育、発達の状況を確認し、そして、相談支援体制を整備して、必要に応じて発達支援や心理的援助を行っていく。そして、障害のある場合や、さらに医療的なケアが必要な子どもに対しての支援についても、簡単ですが、触れさせていただいております。

次に2番目が、「安心して育ち子育てできる支援体制づくり」、いわゆる相談に当た

る部分になります。こちらに関しましては、冒頭で子ども自身の権利が保障されるということ、それから、2行目の予防的支援の推進が必要になってきていますというところを記載させていただいております。そして、2段落目では、いじめや体罰を許さない環境づくり。そして、2段落目の3行目以降、さらに義務教育中の不登校対応の充実やひきこもりにならないような連携が必要というところ。そして、このほかにも最後の段落で、経済的困窮やひとり親家庭への支援というような対応が求められていますというところで結んでおります。

次のページにお進みください。3番目になります。「全ての子どもの育ちを支える取り組み」ということで、こちら保育サービスを中心に書かせていただいております。働き続ける女性が増え、男性の家事・育児に費やす時間を確保するのが難しい。働き方の見直しが課題となっている中、子育てを手助ける人が身近にいないというような現状。その中で子育てニーズを的確に把握して、安定的に子育て支援サービスを提供できることが大事ですということで記載してございます。また、文京区では年少人口の増加がまだまだ続きますので、保育施設の整備と保育施設への指導の強化、それから放課後の安全な居場所の提供等もあわせて進んでいきますということで記載させていただきました。

4番目が「子どもの生きる力、豊かな心の育成」です。こちらは主に学齢期の子どもをイメージした項目になります。教育の観点です。こちらの中では1行目にありますように人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身につけて、豊かな人間性を育む上で大事だということの説明。そして、次の段落では、幼児・児童・生徒がさまざまな体験や友達とのかかわりの中で触れ合う機会や居場所づくり、子どもの視点で確保できるように取り組んでいくこと。そして、その次には生命を尊重する心や自他を大切にすること。そして、さらには将来の社会生活に向けたキャリア教育というところで、記載をしてございます。

次のページの5番、「地域社会全体で子どもを育む体制の構築」です。地域でどうやって子どもを支えていくかというところで、2行目に書きましたように、地域、学校、事業者、行政など連携を深めていく必要性。そして、次の段落の2行目、子育てが孤育てに陥らず安心して子育てできるよう身近な場所で地域とつながれる機会を増やすということで、その担い手となる方たちの活動も支援していきますという内容にしてございます。

最後に6番目、「子どもを守る安全安心なまちの環境整備」です。こちらはまちの整備という大きな視点でまとめさせていただいております。2行目にありますように、バリアフリーの観点、それから、交通事故から子どもを守るための道路整備や自転車の対策。そのほかに2段落目にありますように、危険箇所の確認作業や公園等の再整備や防犯カメラの設置。それと、さらには災害や事故に備えるための訓練、研修、備蓄。そして、本人が自助共助の大切さ等をわかるように防災教育の推進。このような形で、まちの環境整備を図っていきたいということでまとめてございます。

この内容につきまして、第5章、こちらは前回にご指摘を受けた中で幾つか項目、直してございます。やはり「子ども中心」という言葉で前回お見せしたこの大項目の言葉が、まだまだ保護者目線が強く出ていませんかというご指摘、子育ての支援だけに特化しているように見えますよというご指摘を受けて、言葉を修正させていただいております。

す。先ほどの主要項目も、この大項目、修正した項目でお話をさせていただきました。

そして、今後ですけれども、この第5章につきましては、今の計画、43ページからが第5章になってございます。一番右側の大項目、そして、真ん中にあります小項目、ここまでをお示ししているのが本日資料第6号になります。この体系を今日、この整理でいかに確認していただいた後、文京区で実際に行っている事業を、こちらの体系に分けてぶら下げていくことになりますので、きょうはこの大項目と小項目の関係性について、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは改めて資料第6号、説明させていただきます。

1番の「子どもの健やかな成長の支援」につきましては、主にこの小項目、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援。また、子どもの健康増進のことや子どもの発達に寄り添った支援のことを記載させていただきたいと考えております。

2の「安心して育ち子育てできる支援体制づくり」では、児童虐待防止対策の充実や児童相談所設置に向けた取り組み、また、組織横断的な相談体制の構築や子どもの貧困対策をまとめさせていただければと思っております。

続きまして、第5章の3番目になります。こちら「全ての子どもの育ちを支える取り組み」ということで、保育所・幼稚園の充実、また多様な保育ニーズへの対応、放課後の居場所づくり、子育て情報の提供、経済的負担の軽減、そして、仕事と生活の調和に向けた取り組みを記載させていただこうと思っております。

また、4番目の「子どもの生きる力、豊かな心の育成」では青少年健全育成や、こちら特別支援教育を今まで取り出すような形で整理していたのですが、3番の保育ニーズのところで、障害者を取り出して書くのではなく、例えば幼稚園であれば幼稚園で、障害保育があるなら保育園でやっていると見えるように整理をしてございます。

ですので、その考えに倣って4番の学齢期の子どもたちにつきましても、子どもを育む教育環境等の整備という形で、その子の成長にあわせたところに整理するイメージで、今、項目整理をしています。それと、このほか学校における家庭と地域の教育力向上については、こちらの項目で整理したいと考えております。

あと5番目の「地域社会全体で子どもを育む体制の構築」につきましては、地域との協働や地域活動の支援、それから子育て仲間づくりの支援、そして、今まではこちらに健全育成を切り取って記載しておりましたが、こちらは4番目に統合して整理していきたいと思っております。こちら地域福祉推進協議会、いわゆるこの会議の親会に報告している中でも、同じ事業がかぶってしまい、整理がつきにくかったところもあります。その点、学齢期の子どもに対する支援で、4番の項目に整理させていただければと思っております。

また6番目、「子どもを守る安全・安心なまちの環境整備」につきましては、防災、それから青少年のための地域環境の確保、安心して外出できる環境整備、児童の安全の確保、良好な居住環境の確保というところで整理させていただければと考えております。

細かな内容はこれから事業を整理、組みかえますが、現在の第5章のこの計画事業等も参考にされながら、こういった項目が入ってくるのかなということをイメージしていただければと思っております。

説明は以上です。

**青木会長**：ありがとうございます。

そうしましたら、ご意見やご質問ございましたら、お願いします。

**山田委員**：区民委員の山田です。

6番の小項目、児童の安全確保とあるのですけれども、児童に限定して、ここ言っているのは何か意味があるのですか。

**子育て支援課長**：はい、そうですね。児童というと、小学生というイメージになってしまい、おっしゃるとおりですね。これ前回このような形で整理をしていたのですけれども、じゃあ小学生だけの安全確保なのかということ、ちょっと違います。ここは意味がとれるような形で表現、確認させていただきます。

**青木会長**：ほかにありますか。菊池委員。

**菊池委員**：区民委員の菊池です。

大項目3の小項目で、保育所・幼稚園の充実とあるのですけれども、ここに、細かいのですけど、充実というと、先ほどのニーズとか実績にしても、割とわかりやすい量的な充実にフォーカスというか、わかりやすいのでどうしてもそういうふうになりがちなのかもしれないのですけれども。先ほどどこかで、もちろん質的な面でも指導していくとかケアされるということがあったので、充実と言ってしまうとふわっとするとか、なので量と質という面で充実していくという意味を持って量とか質という面が加わると、よりいいのかなというふうに思いました。

以上です。

**子育て支援課長**：実はこちら前は保育の充実という言葉、保育所・幼稚園の充実という言葉にさせていただいています。幹事で事前に非常に悩みまして、おっしゃるとおり量と質両側面での施策をつけるつもりなのですが、同じような言葉が結果並んでしまうことも多くなってしましまして。ご指摘のとおりです。知恵を絞り切れなくて本日お出したものを、今、指摘されてしまったというところございます。もう一ひねりできるかどうか、ちょっと検討させてください。

**青木会長**：ありがとうございます。

**千代委員**：資料第5号の3、「全ての子どもの育ちを支える取り組み」のところで、働き続ける女性が増えてという項目がありまして、先進国と比べると働き方の見直しが課題となっていますと書いてあるのですけれども、これだけ女性の働き方が多くなっているところで、5年先のことですよ。こんな何かふわっとしたものでいいのかしらと思って、もう少しないのでしょうか。

**子育て支援課長**：そうですね。こちらの主要項目とその方向性は、かなり限定的な事業名をなるべく書かないようにまとめているのです。おっしゃるとおり、この5年間でいろんな変革もまた訪れる中で、あまり事業名で特化して書いていくと、それに縛れるところもあるので、考え方と理念というような方向性で、若干ふわっとしているのです。なので、ご指摘いただいたように、もう少しこの点だけは強化したほうがいいのではないかとこのところを絞っていただけるとヒントになるので、そういったようなことで、ご提案をいただくと助かります。

**千代委員**：そうですね。男性の働き方が家事・育児、少ないというのが結果論でいろんなところで出ているわけ。そこのところを同等にできるように、要するに働き方改革

ですよね。そこのところを一人一人が意識すれば、全体像が上がって、もう少しワンオペだけではなくて、もうちょっと男性がしなければいけないというところに行くのではないかと思いますので、そのところをやっぱりきちんと入れていただきたいなと思いました。

**子育て支援課長：**そうですね。今、フレーズにあったワンオペ育児、よく言われている内容だと思います。ほかの項目では子育てが孤立の孤独な孤育てにならないようにというフレーズも入れさせていただいています。区民の方にわかりやすいイメージの言葉を少し使わせていただければと思います。ありがとうございます。

**青木会長：**ほかにいかがですか。

**竹石委員：**児童発達支援センター父母会の竹石です。

資料第6号なのですけれども、4番の小項目、特別支援教育の充実、消されて、子どもを育む教育環境等の整備統合というふうにあるのですけれども、子どもを育む教育環境等の整備に特別支援教育が入っているって、ちょっと想像しづらいのですけれども。やっぱり統合して特別支援教育は当然この教育環境等の中に入ると、区民がぱっとイメージすると思われて統合されたということでしょうか。

**子育て支援課長：**繰り返しになってしまうのですけども、先ほどご案内をしたように、保育がサービスのところにあわせて記載したい発想があったので、それと同じような整理が学齢期でもできないかがスタートラインだったのもあります。今、現在特別支援教育の充実に幼稚園の特別保育とかも入っているのですね。そして、それを保育に並べて書いてしまうと、どんどんこの項目に残ってくるものもかなり少なくなってしまうと、その中で独立して記載したほうがいいのか、それともやはり保育と同じような考えで整理したほうがいいのかという中で、一緒に整理したほうがいいのか、と。ただ、実際のところ、今のご指摘のように見えなくなってしまうという怖さもあるのですね。その中ではやはりご意見いただきたかったというのが本音でございます。

**青木会長：**これを表示しないほうがいいのかという人、究極のインクルーシブですね。でもやっぱりここがなかったことにされるのは危ないと思う、思いと。それ両方あるので、ここはあったほうがいいのかというご意見はもっともかなと思いますけどね。

ほかにありますか。

**高橋委員：**白百合女子大の高橋です。

大項目の3、4、5の区切りがね。私見ていて、若干の違和感があるのですよ。それで、3番を多分サービスという言葉が、すごく多義的でいろんな解釈が出てきちゃうから極力使わないようにというのすごくわかるのですね。全ての子どもの育ちを支える取り組みとされたのですが、括りとしてはすごく大きな括りだから、4と5も含まれるニュアンスだと思うのです。その子どもの生きる力、だから、ここに育成というのを当然全ての子どもの育ちを支える取り組みの一つだし、5番もそうだから。

これまでの議論の流れが、とにかく中心に子どもを置こうということで、これ自体私も大賛成なのだけ。かといって、小項目のところを、3番の小項目を見ると、子育て情報の提供とか経済的負担の軽減と、これ明らかに保護者に対しているのですよ。子ども・子育て支援を語る時に、保護者目線というのはいけないことではないから、子どもたちが元気であるためにお母さんたちが元気でいてねという意味で、お母さんたちを

元気にするために、いろんなことをしますよというのは決して悪いことではないから。すごく何か慎重になられているなという印象がすごくあって。子ども、子どもって。

だから、表現の仕方、例えば、サービスという言葉を使ったとしても、ここで言うサービスというのは、こういう意味ですよということをどこかに明記することで、もうちょっと勇気を持って使えるような気もするし。その辺の混在しているのが3番のような気がするのです。やっぱり保育所・幼稚園の充実がここにあるのもわかるのだけど、一方で4番のところは保育所・幼稚園の充実があるというのすごくしっくりくる流れになるから。

だから、何とかそのあたり、①②というのと、同じように大項目としては別なのだけど、小項目にしたときかなり近いところで二つがいてというのも、すごくリアルな感じが逆にするところがあるので、そこを何か表現うまく工夫しておく、バランスとれるような。すごく大事なことのだけど、書きっぷりが子どもにすごく傾き過ぎていることによって生じる違和感みたいなところが逆に出てきているから、もちろん全体の方向は全く賛成なのですけど。やっぱり3、4、5の大項目の括りがもうちょっといい表現がないかなと。代案がなくて申しわけないのですけれども。そこだけちょっと申し上げさせてください。

以上です。

**青木会長：**それは先生、中身ですね。例えば、3とか4の大項目の中身の説明があるじゃないですか、こちらの資料第5号に。これももっとクリアに。

**高橋委員：**もうちょっとシンプルに言うと、大項目の言葉そのものが、全ての子どもの育ちを支える取り組みというのに。

**青木会長：**それが全てだと。

**高橋委員：**そうそう。4と5がやっぱり入ってくるような気がしてならないので、そのあたりの違和感を正直に述べさせていただきました。

**子育て支援課長：**実は事務局でも、子どもを中心にと言われたときに、発想力が乏しいのか、同じ言葉ばかりが出てしまったのです。なので、本当に意図としては先ほどよりご説明していますように、1番目は、妊娠期から子どもの小さいときから成長という健康と体のほうですね、を中心にして、2番は相談体制、ここははっきり分かれるのですけれども。3番がどちらかというと保育なのです。保育が3番で、4番が教育というイメージでつくっています。なので、放課後の居場所づくりも3に、それまでは学齢期が4で、未就学児が3という整理をずっとしてきたのです。そこを3に保育サービスにして、4が教育という整理を今回かけたものですから、そこら辺で互いの要素を含んでいるよねと、近いものが並んでいるから余計に混在して見えるというのは、多分その点だとは思っております。

5番目も、これを支えている5番目の項目が3と4を両方を支えているような内容なので、そこもわかりにくさが出ているのかなとは思っています。

言葉がやはり子ども中心という大きな宿題をいただいて、ボキャブラリーの問題なのですけれども。本当に皆さんから、今日この場でというのは難しいですけれども、また最後にいいアイデアがあったらください、いついつまでというのをお伝えしますので、アイデア出しにご協力をいただくと助かります。かなり事務局も煮詰まっている点で

ございます。

**千代委員：**2番のところで、児童相談所設置に向けた取り組みとなるのですが、22年ででき上がっているはずなので、この内容というのは、これでよろしいのでしょうか。

**子育て支援課長：**ご指摘が設置だけではなくて、その後の運営も含む期間になるというご指摘だと思います。そちらはふさわしい言葉で置きかえたいと思います。

**青木会長：**ほかに。菊地委員。

**菊池委員：**今、思ったことなのですけど。

これまでの資料って、悩みとか実際に行っているサービスとかも、今おっしゃっていたとおりの就学前、小学生、中学生という成長段階によって分かれていて、一区民としてこれを見る、区民としてというか、自分がこれを利用者として見るとなると、やっぱりもちろん先々のことも大事なのですけど、今、自分が必要な、自分の例えば子育ての、自分の子どもが今就学前児童であれば、そのサービスが知りたいと。そこについてどうしているのかで、じゃあこの先はこういう支援があるのだということが知りたいと思うのです。そういう成長段階別の項目と。

あと、もちろん共通していることがあると思うので、全然変わっちゃうのですけど。個人的には、その共通した文京区の子育て支援の共通項目と、あとは成長別支援というふうになっていると。結局、例えば、地域における子育て支援ですけど、小項目、仲間づくりの支援・場の提供ってみると、これ完全に就学前なのかなという印象を受けるのですけど。でも、これすごく探し、ここまでたどり着きにくいと思うのです。でも、もし自分が就学前児童を持っていて、あっそうか就学前児童の支援としてはこういうものがあるのだとか。やっぱり成長段階に応じて、今までの例えば資料第4号とかも書かれていて、それでわかりやすいです。先ほどほかの方も、その時々で不安とか違いますよねとかというお話があったと思うのですけど、それが実態だと思うので。そういう切り口もありなのかなと、その成長段階と、あと、それとは関係ない文京区の子育て、共通として、こういうのがありますというのがわかりやすいのかなと、今、聞いていて思ったので、お伝えさせていただきました。

**子育て支援課長：**今、ご意見いただいて、私も大項目を見たときに、軸の違うものが並んでいるからわかりにくかったのかなというのを感じました。子どもの成長段階というイメージでは、1、3、4がそういうイメージなのです。子育ての初期が1番で、3が就学前で、4が学齢期。2、5、6が全体を包含するような、2番が相談体制で、5番が地域からの援助で、6番が安全なまちづくりみたいなのところがあるので、縦軸と横軸を同じ軸で並べかえているから、そこが多分わかりにくさじゃないかと、今ご指摘を受けたのではないかと考えています。

そうですね、大きな組みかえをするとなると、なかなか皆様と協議する時間とかも、次のときに事業のぶら下げて見てもらうというところもありますので、どこまでわかりやすさが追及できるか。幹事も検討して、会長にもご相談させてもらいながら、あと、また皆様にもご意見をもらいながらという形で、何が一番わかりやすいかというのを模索したいのですけど。あまり大きく一から作り直すというのは、今ここまで来ていて難しいところもございますので、そういう進み方でもよろしいでしょうか。

**青木会長：**すごくユーザー側の意見ということで、生かす価値があるというか。単純に

ちょっと並べかえをするだけでも見やすくなるなということと。最初の方向性のときに、長い子育て期をサポートするという形の、その子育てがロングランであることがあって。そういうものが最初にあって、計画上の子どもの視点というのが、全部子どもを見て、見てると意識しなくても、まさにそれが子どもの成長段階に即したきめ細かい支援が途切れなく、切れ目なくというのが大事だということを1番に言っているわけでしょう。それが成長段階に応じてあるのですよというのが、まず子どもの発達軸という時間軸を想定して、これ多分事務局とお話したときに、私が話したこととすごく通じるのですよね。時間軸というのを想定した並びにするというのは一つ大きくあるかもしれないですね。

ありがとうございます。

ほかに何か。高櫻委員。

**高櫻委員**：私は大項目を見たときに、2番目の「安心して育ち」という、いわゆる子どもが主語となる項目が立ったということはとても重要だと思っています。子育て支援策というのは、具体的な政策もすごく大事なのですが、その根底に流れている子どもの見方というのをきちっと考えていくことも大事で、この点において大項目に子どもが主語となる項目が入ったというのは、先ほどから言われているように、子どもを中心に置くという文京区の捉え方が非常にあらわれていると思います。

今、少子化と言っているときに、単に子どもの数が少なくなったというよりも、子どもが生まれてくることに対する考え方というか、表現の仕方、認識の仕方が世の中の的に変わってきているなと思っていて、今までは授かるというような感覚だったのが、子どもを産むと表現することが多くなってきていると思っています。それは社会状況からして、そうだったとしても、文京区としては、子育て支援策を考える上で、子どもを産むという親側の意思だけではなくて、子どもが生まれてくるという授かったことに対する支援というの、きちっとしていくという意味を示すためには、やはり安心して育つという「子ども」が主語となるような言葉はどこかで大項目として残していただきたいという希望があります。

その上で、今の議論をずっと聞いていて思ったのは、子育て支援と言ったときに、子どもが安心して育つ部分と、子どもを安心して育てられる部分というのがあって、安心して育てられる部分というのが、例えば、ここで言うと、保育・教育の充実であるだとか、心理的・経済的な負担の軽減だとかというところが入ってくるかと思うんですが。逆を言えば、子どもが安心して育つところと言えば、例えば、子どもの貧困対策の部分であるだとか、子どものいわゆる安心安全な地域環境づくりだとかということが入ってくると思うので、その大項目を立てられるときに、どういう言葉がいいのか具体的なことを示せなくて申しわけないのですが、子どもが安心して育っていけるというところの部分と、子どもを安心して育てられる親側の支援というふうに、ちょっと視点を二項目に分けて、三つ三つとか並ぶ必要とかはないと思うのですが。ここで言ったら、子どもの生きる力とか豊かな心の育成というのは安心して育つのほうに、子どものほうに入るかと思いますが。そういう意味で、お考えいただくと何か出てくるかなと。発達段階にあわせてということもいいのですが、せっかくなので一項目だけ何か子どもが安心して育つの部分を残していただけないかなというふうに思いました。



**子育て支援課長：**ちょっと事務局の力量で全てに応えられるかどうか不安になってきているのですけれども。

この子育て支援計画をつくる上において難しいのが、再掲ということをしてないのですね。事業をどこかに一つだけぶら下げるというつくり込みをしているので、今ご指摘いただいている、安心して本人が育つ施策と子育てできる施策が一緒だったり、こっちから見ればそうだけど、こっちから見ればあれで、事業項目にしたときに同じになってしまう項目が多分出て、それをどっちの категория にしようかというのはすごく悩ましくなるかなというのがあるのです。

ただやはり、私もこの言葉を整理するときに、子ども目線、子ども目線と思ったときに、確か親目線の子どものことは保護者目線、大人目線の言葉が余りにも多かったので直してはいるのですけれども。そこも踏まえながら、どこまで力量が及ぶかわからないのですけれども、努力させていただきます。

**高櫻委員：**ありがとうございます。

多分順番の問題だと思っていて、大項目の順番がぐちゃぐちゃになっているので、今ので言えば、1番の後は3番とか4番とか、子ども側がまず来て、その後に政策とか取り組みが来るといいと思うので、その順番だけを整理するだけでも、子ども側により重きが置いてあるのか、子育て支援をする保護者のほうにより重きを置いているのかは区別できると思うので、そんなに難しく考えないで、その順番だけでもお考えいただけたらと思います。

**子育て支援課長：**はい。ヒントもいただきましたので、先ほどご指摘いただいたところから関係性を整理して、ここは確かに縦軸、横軸の関係でごちゃごちゃになっているなというのは感じましたので、改めて整理させていただきたいと思います。

**青木会長：**はい。5年前と非常に違うところは、まず児相が大きいので。2番になって初めて子どもを主語にしたほうが大事だというふうに認識が、皆さんが、ぱっといった部分がありますよね。

ただ、子育て支援の5年間の最たるところは、3が全てだったみたいなのところがあって、保育所の要するに増築という、増設ばかりをしてきた。その1番の主語は親だったんですね、やっぱり。サービスで保育所を開くべきだという議論のところには、一方で極論もあって、文京区の場合は認可保育園しかつからないという瀬戸際で子どもを守る。子どもを主語にした政策の一本の筋というのが、成澤区長がずっとそこに、ひとつそこだけはというところでやってきた部分というのがあるのです。

そのときに、この文京区の変えることのない図がありますよね。あそこが大きな理念になってきているのですけど、言葉にあらわせない感じがする絵があるんですよ。それは当事者と相互作用している、全てに矢印があるのだけど。でも、預けるとい、預け先があって居場所に置いていくという感じにどうしてもなるでしょう。そのことが子どものためという発言を保育所の団体、佐々木委員からも、子どもにとってというのを一生懸命に保育者が言ってくれていて、実際には預ける場所があればいいではなくて、そこで、お父さん、お母さんたちが子育ての課題も分かち合うし、苦労も分かち合っていて、実際にその受けての存在というのはすごく大事だと思うのです。保育所はつくり出すというのだけど、その中身、迎えてくれる人がいるというものがどこ

にもないままで言い続けると、何か物があればいい、預ける場所があればいいというようになって、結局は子どもを囲って行って、そこに居てください、置いてくださいという話になりがちの部分があるのです。

質の向上にサービスという消費するイメージだけじゃないものを、何とか入れられないかというのが、3番の全ての子どもの育ちと家庭を支える取り組みなのでしょうけど。そこに文京区で施設を整備しますと書いてあるだけでも、子育ての支援者である保育者の質というか、そこで喜びもあるし課題も共有できるような場が整備できるのです。施設なんだけど、そういう子育ての場ですよ。子育ての場というのは家庭の中だけでじゃなくて、そこにもあるんですよという部分が少し入っていくと、働きたいから預けたい、それが女性の当然の権利だという面だけが強くなり過ぎずに、別に働きたいから子どもを置いていけばいいというお母さんはいないわけで、少し大事にできるかなと思いますけど。

それができると、本当に子ども視点に変わりました。そして、共生ですよ。共に生きるというまちづくりをみんなが目指していますよとか。市民も主体的に参加することが求められるわけですけども。そういう視点に少し転換できるところが、さっきの質とおっしゃったところですね。質ということを消費者目線で言うと、同じ単価で、もっといい部屋にしろとか、預けられるようにしろ、時間を増やせとか、そういう一方的なありがちな議論になりがちになるので。やっぱり場という、子育ての場を豊かにしていくということだろうと思うので。ちょっと私も、今、頭を、もっともっと知恵を絞らなければいけないですけど。何とかそこが入るといいかなというふうに。そうするとすごくいいものができると思うのです。そうしないと、場所を広げるけど、一方で保育所の場合、保育士のなり手がいないという、こういう問題もすごくあるのです。なので、皆さんと知恵を絞れたらいいかなと思うものはそこです。私たちも、預けながら親の主権を奪われずにいられるというのは、一緒に考えてくれている人がいるからというところがあるので、箱ではなく人を目線に入れておくというのが大事かなというふうに思った次第です。

何か、皆さんほかにご意見ありますか。

**佐々木委員：**青木会長が口火を切ってくださったような感じがありましたので、保育の中身のこと。

私どもがこういうのを見ていて、うーんやはり、この会が始まったときもそうでした。どうしても量が先ということで、数字あわせというようなことで会議がずっと進められてきて。確かに、保育所に入れたい子がいるという現実を考えれば、いたし方ないところもありますけども、でも、やっぱり数の理論が、これ文京区だけの話ではないですけども、そちらのほうばかりに走ってしまったのは事実あったと思うのです。

その後から気がついて、質も大事だというので、今、国でも、保育の質を高めるための会議なども開かれてはいますが、非常に難しいことは難しいです。でも、難しいけど、やらなければ、それこそ将来の社会人となる子どもたちがどう育っていくのか。一番大事な人格形成というところで影響力が大きいことの認識を、周りの大人がもっと持つべきだと思うのです。

それこそ日本でも保育所保育指針、何度か書きかえられてきていますけども、今、直

近で新しい新保育所保育指針はつくられまして、その中に、本当に子どもの育ちって何なのかというようなことが盛り込まれているのです。その中に保育の手法のようなものも含まれるのですが、特に今回力を入れたのが乳児保育なのですよ、未満児保育。未満児のときにどう育つかによって、その3歳以上の育ちが変わってくるというか楽になるということが事実あるわけです。その乳児期に、さっき青木会長がおっしゃっていたけど、物をぽんと置くような感じで、それは安心できるのかもしれないけど、育ちというようなことまでも考えて預けられる方ばかりではないというのが実際にあると思うのです。

最近、見学にいらっしゃる方も多くなってきてはいるのですが、やっぱりサービスのことに先に入ってくる親御さんもいらっしゃるのです。洗濯はどうするのですか。持ち物はどうするのですか。それこそ洗濯をしてくれる保育園もあるそうで、まさに親へのサービス、保育時間のこともそうですけども。確かにお仕事をしていらっしゃるのでしょうかでも、最近は何かちょっとでも保育園に預けておきたいなという方も出ていらっしゃる。それはサービスという言葉が出始めてから、だんだんその傾向が強くなっているなということ現場でも感じるのですが。やはりお金を払うのだから、これだけのものを提供してよというサービスという感覚で、それこそホテルのサービスやマクドナルドのサービスと同列に考えている方もいらっしゃるのではないかな。でも、それでも文京区はまだいいほうで、ほかに行きますと、まさにそれが先になってしまうという話はよく業界の中でも聞くことがあります。

だから、まだ、まだ文京区はいいのだと思いつつも、やはり3歳未満の育ちということを、大人全部がしっかり育てていかなければ、本当にどういう人間ができていくのだろうかということを考えていただかなければいけない。そのために、こういった計画の中にも、何か盛り込まれるようなものがあつたらいいなというふうに切に願っております。そのために、その保育所保育指針の文言の中から、うまく切り取れるところもあるのではないかなと思う。あれは保育的な手法とか議論の部分がだいぶ入っていますけれども、でも何かこの中にも取り入れられるのではないかなというのが一つ。

それから、先ほども出てきています、最善の利益と、子どもの権利条約。これようやく保育業界の中でも、子どもの権利条約という言葉が出始めてきたのです。出始めたというか十何年前に出てきたことなのですが、やはり待機児が多くなった時代に、だんだん子どもの権利条約が消え去ろうとするような現状があつたのですが、やっここで、もうちょっと見直してみようよというような声が、業界のほうからも少し上がってきて。そこら辺、まあどう動くかわからないのですが、やはり子どもをもっと大事にする社会になっていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

どちらかという感想ですが。

**幼児保育課長：**幼児保育課長の横山です。

今、佐々木委員もおっしゃっていただいたように、ちょうどこれまでは確かに待機児童対策ということで、どうしても数字に目がいて、今回の書類にもございましたが、こういった形でニーズ量が到達できるのかといった議論がかなり多くやられてきた時代がございました。

ただ、ちょうど待機児童自体も大分減ってきたというところもあって、先ほどから数

字でも過剰が出るのではないかというお話もございましたが、今、さまざまな施設がある中で、それこそ入るところを探すのが精いっぱいという状況から、今後は本来入るべき利用すべき施設であったり、希望するような幼稚園、保育園、様々ございますが、そういった選択もできる。また、当然ご自身で育てることもできる。そういったさまざまなことが選べる時代に入ってくるといったところを踏まえても、施設やサービス、それぞれ事業が持っている理念や考え方、こういったところを大切にしながら、多くの我々のほうでも用意をすべきですし、皆様からもご協力いただいた、そういった子育てができる社会になるのかなというのが、ちょうど見えてきたところだと思います。そういった意味でも、この計画が5年先どういう形が得られるのかを、しっかりと見定めて対応していきたいと思いました。ありがとうございます。

**青木会長：**いろいろとあるのですけれど。まさに話したい気持ちがいっぱい沸いてくる話で、私もすごくやりたいのですけど。最後にまだ議題が1個あって、どうしようかと思っている次第です。

幼児教育と保育の無償化ですが、決まったところをインフォメーションするのですね。

**幼児保育課：**それでは、資料第7号に基づきまして、幼児教育・保育の無償化について、ご説明をさせていただきます。

A3の別表と書かれた無償化対象施設及び実施内容をご覧ください。大筋で前回の会議でもご説明させていただきましたので、ベーシックなところも含めて、また区のほうで拡充している部分もありますので、あわせてご説明させていただきます。

まず表の一番左側に対象年齢の種別がございます。一番上から非課税世帯の0から2歳児クラス。続いて、今度は課税世帯の0から2歳児クラス。そして、満3歳児クラス。3から5歳児クラスと書かせていただきました。今回国のほうで無償化の対象となるのは、一番上の非課税世帯の0から2歳児クラスと、主に一番下の3から5歳のクラスが対象となってまいります。幼稚園につきましては満3歳児クラスを設けているところがございますので、下二つが該当するようなところもございます。

一番左側の列になりますが、(1)、こちらがいわゆる認可保育園、認可保育所やこども園、また1個隣の列が、いわゆる幼稚園の部分です。こちらについては、国の制度のとおり非課税世帯の0から2歳児クラスと3から5歳児のクラスが無償化になります。こちらは全て保育料が無償になりますので、お支払いいただく保育料はなくなるという形になります。

そこに加えて、一番下の3から5歳児クラスについては、区補助ということで副食費と書かせていただきました。国では、この副食費、いわゆる給食のおかず代の部分ですが、こちらがこれまでは保育園で徴収していた保育料に含まれていたのですが、無償化に際しては、そちらは除外した形で無償化になりますよというご案内がありました。こちらにつきまして、文京区では、これまで主食費も無償としてきた経緯もございます。また、保育料も大幅に圧縮してきたということもありましたので、副食費は区で別途補助するという形で、あわせて無償とすることにいたしました。

続きまして、その隣の(2)のところになります。認証保育所、認可外保育施設(証明書の交付有・無)、また、一時保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター、

ベビーシッター、こちらをまとめて認可外施設等ということになります。こちらについては、もともと認可保育園を希望されながら、やむを得ずこういった施設を利用されている方が対象となりますので、保育の必要性の認定を必要としますが、それぞれ0から2歳児クラスの非課税世帯では合算して月額4万2,000円まで、また、3歳から5歳児クラスについては合算して月額3万7,000円までが無償化の対象と設定されています。こちらは複数の施設、この(2)の中の施設の合算の利用が可能となっております。

無償化にあわせて、それぞれ下のところに都補助や区補助と書かせていただきました。現行では、認証保育所等の保護者の負担を軽減するための補助金が出ておりますが、今回無償化が行われることによって、逆に現在得られている補助額が下回る場所がございます。これが下回ることはないようにということで、引き続き、区の補助、都の補助をあわせて設定することで、現在の補助額を担保していくような状況になってございます。

それから(3)でございます。私学助成幼稚園、これいわゆる私立幼稚園になりますけれども、無償化においては月額で2万5,700円、こちらは全国の私立幼稚園の平均保育料となっております。こちらが国の定義で言う無償化の相当額ですが、こちらも認可外施設と同様に、現在保護者に対する補助金が出ております。負担を軽減する補助金が都や区から出ておりますので、引き続き、所得の状況によって金額は変わりますけれども、都の補助、区の補助を実施していくことになっております。

国立幼稚園と国立特別支援学校幼稚部については、国立の施設になりますが、利用料相当額がそれぞれ無償化ということで示されております。

最後(4)でございますが、障害児の発達支援事業、こちら今回無償化の対象となりますが、3から5歳、また0歳から2歳、こちらは課税、非課税含め区では全て無償という形で現行も行われておりますので、今回加わるのは、3から5歳の給食を保育園と同等に無償とすることで、どちらの施設でも同じような環境を整えるといった整備をすることとなりました。

また、こちらに記載はございませんが、幼稚園については預かり保育が、先ほどの事業の中にもございましたが、こちら無償化の対象となってまいりますので、こちらもあわせてご説明をさせていただきます。

幼稚園の預かり保育の利用については、保育の必要性の認定というのが必要だということをお知らせしておきます。

非常に雑駁なご説明になりますが、区の補助等含めて、このような形で、文京区の幼児教育・保育の無償化を10月から進めることとなりましたので、よろしくご確認をお願いいたします。

以上です。

**青木会長：**ありがとうございます。

要するに、ニーズがある人が細分化されてくるので、自分にとってどうかというふうに言っていただくとすぐに答えは出てくるのですが、全部をわかろうとするとすごい時間がかかってしまうという複雑なところですね。ありがとうございました。

何か質問ありますか。また、追って何かわからないことがあれば、次の回にでもお願いできればと思います。

非常に駆け足になったのですが、何とかおさまることができました。皆様のご協力に感謝します。

最後に、今後の日程について、事務局からご説明をお願いします。

**子育て支援課長**：本日席上にも置かせていただきました。次回の会議日程につきましては、10月29日火曜日、同じく18時半から、こちらの第一委員会室を予定してごさいます。開催通知を席上に置かせていただきました。

今回は、今日いっぱいまた宿題が出ましたが、中間まとめという形で皆様に審議をしていただきたいと考えております。そして、今日は済みません、時間が少々足りなくなりました。ご意見等は9月10日の火曜日まで、事務局にお寄せいただければ、次の中間まとめに向かってまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**青木会長**：それでは、お疲れさまでした。

本日の議事はこれで終了いたします。お気をつけてお帰りください。

以上